

明石市埋蔵文化財発掘調査 共通仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

- (1) この仕様書は、明石市が実施する埋蔵文化財発掘調査に適用する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項は、別に定める仕様書(以下「特記仕様書」という)によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。
- (4) 作業者は、本仕様書の各章の条項を熟知して、作業を実施しなければならない。
- (5) 仕様書に示していない事項、並びに疑義を生じた場合は、その都度、明石市の調査担当者(以下「担当者」という。)と協議して、その指示を受けるものとする。

第2条 諸法規の遵守

作業者は作業実施にあたり労働安全衛生法等諸法令及び諸法規、条例を遵守し、危険防止及び災害の防止に万全の措置を講じて、作業の円滑な進捗を図らなければならない。

なお、諸法令の運用適用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

第3条 提出書類

作業者は、落札後、速やかに作業実施に必要な次の事項を記載した作業計画書を担当者と協議の上委託者に提出し、明石市の承認を得なければならない。

- ① 発掘調査作業主任者等名簿
- ② 緊急時連絡体制表
- ③ その他委託者が指示する書類

第2章 作 業

第4条 作業時間

原則として、土・日・祝祭日を除いて調査を行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

作業時間は、午前8時55分より午後5時40分までとする。

第5条 発掘用具等

発掘調査作業において、以下に例示する日常的に使用する用具は、作業者の責任において負担・管理することとする。

スコップ、バチ鍬(大・小)、ジョレン、草削り(大・小)、移植ゴテ、鉄ベラ、箕、バケツ、勺、1輪車、噴霧器、ジョウロ、電気ドラム、グラインダー、シート、土のう、遺構保護シート使用時のつまづき、墜落防止用コンクリートパネル、足場板

第3章 現場管理

第6条 作業管理

作業者は、作業の円滑な進捗を図るために、作業責任者を配置しなければならない。

第7条 安全管理

- (1) 作業者は、法令で定める資格を有する安全衛生推進者を配置し、当業務における重機災害、第三者災害、地山の崩落・倒壊災害、火災の防止等に対する対策を講ずること。
- (2) 作業者は、作業員の健康管理を適正に行い、調査現場における救急箱の設置や休憩所の確保に努め、調査現場での発病や怪我等の発生に際しては適切に対応しなければならない。
- (3) 作業者は、明石市埋蔵文化財発掘調査における安全衛生点検実施要綱に基づく安全衛生点検を実施すること。

第8条 作業主任者

- (1) 作業者は、掘削作業に際しては、労働安全衛生法施行令等に定める地山掘削作業主任者を配置し、その立会いの下に実施しなければならない。
- (2) 作業者は、写真撮影用足場組立てに際しては、労働安全衛生法施行令等に定める足場の組立て作業主任者を配置し、その立会いの下に実施しなければならない。

第9条 安全設備

作業者は、墜落等の防止設備、昇降設備及び踏み切り橋が必要な場合は、受託者の負担において材料を用意することとする。

第10条 使用機械・器具等

発掘調査作業において使用する機械・器具等で、特記仕様書に記載するものは、法令等に定める安全基準に適合する仕様のものとする。

第11条 作業報告

作業者は、作業内容の報告のため、業務開始から終了に至る経過を日報・写真等により記録し、提出しなければならない。